

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 2022年3月14日

【四半期会計期間】 第14期第3四半期(自 2021年11月1日 至 2022年1月31日)

【会社名】 株式会社フィット

【英訳名】 Fit Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴江 崇文

【本店の所在の場所】 徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23

【電話番号】 088-665-1500

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部長 浅田 浩

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目11番5号 CROSS OFFICE 渋谷 Medio8E

【電話番号】 03-6433-5560

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部長 浅田 浩

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第3四半期 連結累計期間	第14期 第3四半期 連結累計期間	第13期
会計期間	自2020年5月1日 至2021年1月31日	自2021年5月1日 至2022年1月31日	自2020年5月1日 至2021年4月30日
売上高 (千円)	4,169,641	5,503,210	5,990,829
経常利益 (千円)	194,896	505,466	276,241
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	103,841	297,214	159,307
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	103,846	294,679	159,174
純資産額 (千円)	4,296,532	4,484,833	4,356,761
総資産額 (千円)	7,972,521	9,584,336	8,224,521
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	24.67	71.19	37.90
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	24.65	71.13	37.86
自己資本比率 (%)	53.9	46.8	52.9

回次	第13期 第3四半期 連結会計期間	第14期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自2020年11月1日 至2021年1月31日	自2021年11月1日 至2022年1月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	1.11	7.34

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第3四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動は次のとおりです。

当第3四半期連結会計期間より、株式会社Plus one percentの全株式を取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルスの新変異種オミクロン株が猛威を振るい、1月に入り新規感染者数が急増したことにより、各地で再びまん延防止等重点措置が実施され、経済活動の制限や個人消費の低迷は依然続いております。

そのような状況の中、日本国内の再生可能エネルギー市場では、政府の2050年カーボンニュートラル宣言と2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標として、2013年度から46%削減、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けるとの方針が示された、第6次エネルギー基本計画が発表され、再生可能エネルギーへの期待と存在感が一層高まっております。

当社グループにおきましては、「個人参加型、持続可能エネルギー社会の実現」を掲げ、太陽光発電施設及び太陽光発電システム標準搭載の住宅を中心に、環境問題に取り組む企業や個人のお客様のニーズにお応えし、太陽光発電による再生可能エネルギーの創出に取り組んでまいりました。

一方で、足元では、半導体不足や物流費用、原材料など価格高騰の長期化による影響が懸念されており、引き続き今後の動向に注視する必要があります。

各セグメントの事業環境は下記のとおりであります。

a. クリーンエネルギー事業

クリーンエネルギー事業につきましては、個人・投資家向けにコンパクトソーラー発電所を中心に販売してまいりました。

足元では「脱炭素」に取り組む企業や個人投資家の太陽光発電投資や、FIT制度に依存しない再生可能エネルギーの需要は高まっており、事業環境は良好であると判断しております。

b. スマートホーム事業

スマートホーム事業につきましては、コロナ禍においても積極的に商品確保を行い、低価格でソーラー発電を搭載した建売住宅である「SIMPLIE（シンプリエ）」を中心に、拡大する需要に対応し、当第3四半期連結累計期間におきましては、上場以来最高の売上高及び売上棟数となりました。

c. ストック事業

ストック事業につきましては、保有する太陽光発電施設からの売電収入及び販売した太陽光発電施設や賃貸不動産の管理等を中心に展開しており、管理物件の修繕及びメンテナンス等、O&M（オペレーションアンドメンテナンス）サービスに注力してまいりました。

このような状況のもと、当第3四半期連結累計期間において、クリーンエネルギーとスマートホームの各事業で個人参加型、持続可能エネルギーの実現に向けて取り組んでおります。

今後は、再生可能エネルギー創出を軸に、積み上げてきた顧客基盤を最大限に活用したストック型ビジネスの強化を行ってまいります。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は5,503,210千円（前年同四半期比32.0%増）、営業利益486,768千円（前年同四半期比136.6%増）、経常利益505,466千円（前年同四半期比159.4%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益297,214千円（前年同四半期比186.2%増）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

a. クリーンエネルギー事業

クリーンエネルギー事業では販売区画数は、175.77区画（内、新規154.63区画、セカンダリー21.13区画）（前年同四半期145.31区画（内、新規106.20区画、セカンダリー39.11区画））となりました。

以上の結果、クリーンエネルギー事業の売上高は2,217,226千円（前年同四半期比16.4%増）、セグメント利益は382,220千円（前年同四半期比34.2%増）となりました。

b. スマートホーム事業

スマートホーム事業では、販売棟数は124棟（前年同四半期87棟）となりました。

以上の結果、スマートホーム事業の売上高は2,579,464千円（前年同四半期比58.3%増）、セグメント利益は282,584千円（前年同四半期比916.7%増）となりました。

c. ストック事業

ストック事業の売上高は706,519千円（前年同四半期比11.2%増）、セグメント利益は187,432千円（前年同四半期比13.6%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当第3四半期連結会計期間末における流動資産の残高は7,459,365千円(前連結会計年度末6,490,571千円)となり、968,794千円増加しました。主な要因は、販売用不動産が816,376千円、製品が443,129千円、現金及び預金が138,938千円、それぞれ増加した一方で、前渡金が117,983千円減少したこと等によるものです。

(固定資産)

当第3四半期連結会計期間末における固定資産の残高は2,124,970千円(前連結会計年度末1,733,949千円)となり、391,020千円増加しました。主な要因は、無形固定資産が198,171千円、有形固定資産が176,691千円、それぞれ増加したこと等によるものです。

(流動負債)

当第3四半期連結会計期間末における流動負債の残高は3,156,449千円(前連結会計年度末2,519,765千円)となり、636,683千円増加しました。主な要因は、買掛金が418,793千円、1年内返済予定の長期借入金が216,282千円、未払法人税等が178,768千円、それぞれ増加したこと等によるものです。

(固定負債)

当第3四半期連結会計期間末における固定負債の残高は1,943,053千円(前連結会計年度末1,347,994千円)となり、595,059千円増加しました。主な要因は、長期借入金が582,910千円増加したこと等によるものです。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産の残高は4,484,833千円(前連結会計年度末4,356,761千円)となり、128,072千円増加しました。主な要因は、利益剰余金が、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により297,214千円増加した一方で、配当金の支払いにより41,894千円減少したことや、自己株式の取得109,480千円等によるものです。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、従業員数に著しい増減はありません。

(8) 仕入、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、仕入、受注及び販売の実績に著しい増減はありません。

(9) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、主要な設備に著しい変動はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、2021年11月24日開催の取締役会において、株式会社Plus one percentの株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約書を締結、2021年11月30日付で全株式を取得し子会社化いたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりです。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,800,000
計	12,800,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年3月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,283,000	4,283,200	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、 株主としての権利内容に 何ら限定のない当社にお ける標準となる株式であ ります。また、単元株式 数は100株であります。
計	4,283,000	4,283,200		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2022年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2021年11月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社執行役員 2名 子会社取締役 1名
新株予約権の数(個)	850(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 85,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,130(注)2
新株予約権の行使期間	2021年12月13日～2031年12月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,131(注)3) 資本組入額 566(注)4)
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)1、7

新株予約権証券の発行時(2021年12月13日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、

調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はない。

なお自己株式を充当する場合には、資本組入を行わない。

5. 新株予約権の行使の条件

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 7 . (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
2021年12月13日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から2031年12月13日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 3 に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 5 に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 6 に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年11月1日～ 2022年1月31日	-	4,283,000	-	979,853	-	949,840

(注) 2022年2月1日から提出日までの間に、ストック・オプションの行使により、発行済株式総数が200株、資本金及び資本準備金がそれぞれ58千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 93,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,185,800	41,858	
単元未満株式	普通株式 3,900		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	4,283,000		
総株主の議決権		41,858	

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式70株が含まれております。

【自己株式等】

2022年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社フィット	徳島県徳島市川内町加賀須 野1069番地23	93,300		93,300	2.17
計		93,300		93,300	2.17

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2021年11月1日から2022年1月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2021年5月1日から2022年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アリアによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2022年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,462,718	2,601,656
売掛金	138,814	103,142
販売用不動産	1,150,236	1,966,613
製品	1,115,051	1,558,181
仕掛品	681,489	770,385
材料貯蔵品	19,894	11,860
前渡金	230,983	112,999
その他	691,382	334,526
流動資産合計	6,490,571	7,459,365
固定資産		
有形固定資産	1,087,515	1,264,207
無形固定資産	28,668	226,840
投資その他の資産		
その他	627,271	633,922
貸倒引当金	9,505	-
投資その他の資産合計	617,765	633,922
固定資産合計	1,733,949	2,124,970
資産合計	8,224,521	9,584,336
負債の部		
流動負債		
買掛金	405,007	823,800
1年内返済予定の長期借入金	146,431	362,714
短期借入金	1,079,165	1,178,080
未払法人税等	53,837	232,606
前受金	305,772	284,180
賞与引当金	37,585	23,453
役員賞与引当金	-	10,000
完成工事補償引当金	75,624	66,737
その他	416,341	174,877
流動負債合計	2,519,765	3,156,449
固定負債		
社債	100,000	100,000
長期借入金	941,738	1,524,648
繰延税金負債	-	621
資産除去債務	18,833	22,454
その他	287,423	295,329
固定負債合計	1,347,994	1,943,053
負債合計	3,867,760	5,099,503

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2022年1月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	979,822	979,853
資本剰余金	949,809	949,840
利益剰余金	2,487,869	2,727,811
自己株式	65,503	174,983
株主資本合計	4,351,997	4,482,520
新株予約権	-	85
非支配株主持分	4,763	2,227
純資産合計	4,356,761	4,484,833
負債純資産合計	8,224,521	9,584,336

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年5月1日 至 2021年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年5月1日 至 2022年1月31日)
売上高	4,169,641	5,503,210
売上原価	3,065,947	3,922,824
売上総利益	1,103,694	1,580,386
販売費及び一般管理費	897,927	1,093,617
営業利益	205,767	486,768
営業外収益		
受取利息	90	1,170
受取損害賠償金	-	19,500
為替差益	5,240	-
受取保険金	-	18,280
その他	4,961	6,362
営業外収益合計	10,292	45,313
営業外費用		
支払利息	14,092	16,220
社債利息	594	604
持分法による投資損失	831	8,455
借入金繰上返済関連費用	4,595	-
その他	1,049	1,335
営業外費用合計	21,163	26,615
経常利益	194,896	505,466
特別損失		
減損損失	43,226	-
特別損失合計	43,226	-
税金等調整前四半期純利益	151,669	505,466
法人税、住民税及び事業税	61,199	198,916
法人税等調整額	13,371	11,870
法人税等合計	47,827	210,787
四半期純利益	103,841	294,679
非支配株主に帰属する四半期純損失()	-	2,535
親会社株主に帰属する四半期純利益	103,841	297,214

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年5月1日 至 2021年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年5月1日 至 2022年1月31日)
四半期純利益	103,841	294,679
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	4	-
その他の包括利益合計	4	-
四半期包括利益	103,846	294,679
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	103,846	297,214
非支配株主に係る四半期包括利益	-	2,535

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結会計期間において、株式会社Plus one percentの全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間に与える影響額は軽微であります。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって四半期連結貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年5月1日 至 2021年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年5月1日 至 2022年1月31日)
減価償却費	37,684千円	61,650千円
のれんの償却額	- 千円	5,847千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2020年5月1日 至 2021年1月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年7月29日 定時株主総会	普通株式	42,610	10.00	2020年4月30日	2020年7月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年5月1日 至 2022年1月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年7月29日 定時株主総会	普通株式	41,894	10.00	2021年4月30日	2021年7月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2021年12月27日開催の取締役会決議に基づき、自己株式115,000株の取得を行っております。この結果、当第3四半期連結累計期間において、自己株式が109,480千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が174,983千円となっております。

(企業結合等関係)

当社は、2021年11月24日開催の取締役会において、株式会社Plus one percentの株式を取得し、子会社化することについて決議し、2021年11月30日付で全株式を取得し子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社Plus one percent

事業の内容 太陽光発電システムの開発・販売・保守管理事業
太陽光発電による売電事業、不動産の賃貸事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、「コンパクトソーラー発電施設」販売のクリーンエネルギー事業、「ソーラー発電を搭載したコンパクトハウス」販売のスマートホーム事業の2つを主な事業として、個人参加型、持続可能エネルギー社会の実現を目指しております。

クリーンエネルギー事業におきましては、これまで四国及び西日本エリアを中心に、事業展開を行ってまいりました。今後は、同エリアでシェアの拡大を図るとともに、東日本においても開発から販売までを統合的に

行う事業拠点を確立し、当該事業の成長を実現するべく、株式会社Plus one percentを子会社化いたしました。

同社は、東日本を中心に太陽光発電システムの開発・販売を行っており、既存顧客や協力業者等安定的な事業基盤を擁し、堅実な事業活動を行っております。また、当社事業との親和性も高いことから、相互に部材調達や販売網の共有等を図り、迅速かつ効率的な事業運営を行うことで、当社の企業価値の向上と事業規模の拡大に向け尽力してまいります。

(3) 企業結合日

2021年11月30日(株式取得日)

2021年12月1日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2021年12月1日から2022年1月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 400,000千円

取得原価 400,000千円

4. 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及び今後の会計処理方針

(1) 条件付取得対価の内容

取得の対価には、条件付取得対価を含めておりません。条件事項が適切に遂行された場合、200,000千円の条件付取得対価(アーンアウト対価)が発生する契約であり、現時点では確定しておりません。

(2) 会計方針

取得対価の変動が発生した場合には、取得時に発生したものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

5. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

仲介手数料等 26,500千円

6. 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

210,496千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

6年間にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	445,578千円
固定資産	194,223千円
<hr/>	<hr/>
資産合計	639,802千円
流動負債	202,610千円
固定負債	247,688千円
<hr/>	<hr/>
負債合計	450,298千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2020年5月1日 至 2021年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	クリーン エネルギー事業	スマート ホーム事業	ストック事業	計	
売上高					
外部顧客への売上高	1,905,454	1,629,019	635,168	4,169,641	4,169,641
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,905,454	1,629,019	635,168	4,169,641	4,169,641
セグメント利益	284,756	27,793	164,973	477,522	477,522

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容
(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	477,522
全社費用(注)	271,755
四半期連結損益計算書の営業利益	205,767

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

スマートホーム事業における仕掛中ソフトウェア開発について、当初想定していた将来の収益獲得並びに費用削減効果が見込めず、投資額の回収が見込めなくなることから、必要な減損処理を行い、10,970千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

また、ストック事業における賃貸目的の土地について、当初想定していた将来の収益獲得が見込めなくなったことから、必要な減損処理を行い、32,256千円を減損損失として計上しました。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年5月1日 至 2022年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	クリーン エネルギー事業	スマート ホーム事業	ストック事業	計	
売上高					
外部顧客への売上高	2,217,226	2,579,464	706,519	5,503,210	5,503,210
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,217,226	2,579,464	706,519	5,503,210	5,503,210
セグメント利益	382,220	282,584	187,432	852,237	852,237

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	852,237
全社費用(注)	365,468
四半期連結損益計算書の営業利益	486,768

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「クリーンエネルギー事業」セグメントにおいて、当第3四半期連結会計期間に株式会社Plus one percentの株式を取得し子会社化したことにより、のれんが発生しております。なお、当該事象によるのれんの計上額は210,496千円であります。

(収益認識関係)

当第3四半期連結累計期間(自 2021年5月1日 至 2022年1月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	クリーン エネルギー事業	スマート ホーム事業	ストック事業	計	
不動産及び設備	2,198,301	2,409,413	-	4,607,714	4,607,714
その他	18,925	170,051	706,519	895,496	895,496
顧客との契約から生じる収益	2,217,226	2,579,464	706,519	5,503,210	5,503,210
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	2,217,226	2,579,464	706,519	5,503,210	5,503,210

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年5月1日 至 2021年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年5月1日 至 2022年1月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	24円67銭	71円19銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	103,841	297,214
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	103,841	297,214
普通株式の期中平均株式数(株)	4,208,556	4,174,958
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	24円65銭	71円13銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	3,664	3,742
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年3月14日

株式会社フィット
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員

公認会計士 茂 木 秀 俊 印

業務執行社員

公認会計士 吉 澤 将 弘 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィットの2021年5月1日から2022年4月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2021年11月1日から2022年1月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2021年5月1日から2022年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フィット及び連結子会社の2022年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書

において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。